

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		活動を行った場合の算定単位を算定する場合	利用者の数及び利用者の取扱いに応じて、所員を超過する場合	医師、看護職員、介護職員等の業務実績による算定	活動のニード、介護職員の業務実績による算定	個別介護アセスメントによる算定	認知症行動・心地の状態異常に対する対応による算定	緊急時入所受入料算定	重度療養管理料算定	在宅療養-在宅療養又は居宅療養(Ⅰ)	在宅療養-在宅療養又は居宅療養(Ⅱ)	在宅療養-在宅療養又は居宅療養(Ⅲ)	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型宿室>【標準型】	要介護1 (710 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (317 単位) 要介護4 (202 単位) 要介護5 (132 单位)											
	b. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型宿室>【宅強化型】	要介護1 (704 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (307 単位) 要介護4 (204 单位) 要介護5 (132 单位)											
	c. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 (704 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (307 単位) 要介護4 (204 单位) 要介護5 (132 单位)											
	d. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【宅強化型】	要介護1 (704 単位) 要介護2 (500 単位) 要介護3 (307 単位) 要介護4 (204 单位) 要介護5 (132 单位)											
(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) <療養型老健: 個別職員記載>	a. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型宿室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (859 単位) 要介護3 (946 単位) 要介護4 (1,046 単位) 要介護5 (1,122 单位)											
	b. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (855 単位) 要介護2 (937 単位) 要介護3 (1,051 単位) 要介護4 (1,126 单位) 要介護5 (1,200 单位)											
	c. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 单位) 要介護4 (1,021 单位) 要介護5 (1,098 单位)											
	d. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 单位) 要介護4 (1,021 单位) 要介護5 (1,098 单位)											
(3) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) <療養型老健: 個別職員記載>	a. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型宿室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 单位) 要介護4 (1,021 单位) 要介護5 (1,098 单位)											
	b. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (931 单位) 要介護2 (1,024 单位) 要介護3 (1,102 单位) 要介護4 (1,189 单位) 要介護5 (1,173 单位)											
	c. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 单位) 要介護4 (1,021 单位) 要介護5 (1,098 单位)											
	d. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【標準型】	要介護1 (778 単位) 要介護2 (853 単位) 要介護3 (946 单位) 要介護4 (1,021 单位) 要介護5 (1,098 单位)											
(4) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日) <骨盤分離型老健: 介護施設短期入所療養介護費>	a. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型宿室>【標準型】	要介護1 (709 単位) 要介護2 (709 単位) 要介護3 (843 单位) 要介護4 (894 单位) 要介護5 (944 单位)											
	b. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【標準型】	要介護1 (917 単位) 要介護2 (1,024 单位) 要介護3 (1,102 单位) 要介護4 (1,189 单位) 要介護5 (1,200 单位)											
	c. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【標準型】	要介護1 (709 単位) 要介護2 (709 单位) 要介護3 (843 单位) 要介護4 (894 单位) 要介護5 (944 单位)											
	d. 介護老人保健施設 短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【標準型】	要介護1 (709 単位) 要介護2 (709 单位) 要介護3 (843 单位) 要介護4 (894 单位) 要介護5 (944 单位)											
(5) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型宿室>【標準型】	x97/100	x70/100	x70/100	+24単位								
	b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型宿室>【標準型】	要介護1 (932 単位) 要介護2 (871 単位) 要介護3 (901 单位) 要介護4 (901 单位) 要介護5 (1,064 单位)											
	c. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型宿室>【標準型】	要介護1 (932 単位) 要介護2 (871 単位) 要介護3 (901 单位) 要介護4 (901 单位) 要介護5 (1,064 单位)											
	d. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型宿室>【標準型】	要介護1 (932 単位) 要介護2 (871 単位) 要介護3 (901 单位) 要介護4 (901 单位) 要介護5 (1,064 单位)											
(6) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) <療養型老健: 曹溪職員記載>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	c. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	d. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型宿室>【標準型】												
(7) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき) <骨盤分離型老健: 曹溪職員記載>	a. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	b. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	c. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型宿室>【標準型】												
	d. ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型宿室>【標準型】												
(8) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(654 単位)	(905 単位)	(1,257 单位)	+240単位								
(9) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満	(654 単位)	(905 単位)	(1,257 单位)	+60単位 (要介護4・5に限る)								
注 特別療養費	(一) 特別療養費特別割増料算定												
	(二) 特別療養費特別割増料算定												
	(三) 特別療養費特別割増料算定												
(10) 特別食費加算	(1回につき 1単位を加算)(1回につき限度額)												
(11) 診察点検門戸アセス算定	(一) 診察点検門戸アセス算定 (二) 診察点検門戸アセス算定												
(12) 暫時時制療養費	(一) 暫時時制療養費特別割増料算定 (二) 暫時時制療養費特別割増料算定												
(13) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)												
(14) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)												

: 「特別療養費」、「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

指定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 労働のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 居室を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 緊急短期入所受入加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(1) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (770 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (867 単位)						
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位) 要介護2 (752 单位) 要介護3 (802 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (903 単位)						
		c.診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (840 単位) 要介護5 (890 単位)						
		d.診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (777 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (875 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (971 単位)						
		e.診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位)						
		f.診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (947 単位) 要介護5 (998 単位)						
	(二) 診療所短期入所療養介護費(II) 看護<3:1> 介護<3:1>	a.診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (596 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (771 単位)	x 70/100	診療所設備基準清算 -60単位	+200単位 (7日間を限度) -25単位			
		b.診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (702 単位) 要介護2 (745 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (876 単位)						
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一)ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)							
	(二)ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)							
	(三)ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)							
	(四)ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)							
	(五)ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)							
	(六)ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)							
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)							
	(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1回に3回を限度))								
	(5) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)							
	(6) 特定診療費								
	(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
	(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位×26／1000) (二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位×19／1000) (三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位×10／1000) (四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90／100) (五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80／100)		3. 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計					

----- : 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

		基本部分		注		注		注			
		利用者の数及び 入院患者の数の 合計数が入院患 者の定員を超える 場合		看護・介護職員の 数が基準に満 たない場合		僻地の医師確保 計画を届出したもの で、医師の数が基 準に定められた医 師の員数に60/ 100を乗じて得た 数未満である場 合		僻地の医師確保 計画を届出したもの 以外で、医師の数 が基準に定められ た医師の員数に60/ 100を乗じて得た 数未満である場 合			
(1) 認知症 疾患型短期 入所療養 介護費(Ⅰ) (1日につき)	大学 病 院	a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (1,017 単位) 要介護2 (1,081 単位) 要介護3 (1,145 単位) 要介護4 (1,209 単位) 要介護5 (1,273 単位)	×70／100	×90／100	×90／100	×90／100	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置していない 等ユニットケア における体制が未 整備である場合			
		b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,122 単位) 要介護2 (1,187 单位) 要介護3 (1,250 単位) 要介護4 (1,315 単位) 要介護5 (1,379 単位)								
		a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,097 单位) 要介護4 (1,164 単位) 要介護5 (1,230 単位)								
		b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,068 単位) 要介護2 (1,135 単位) 要介護3 (1,201 单位) 要介護4 (1,270 単位) 要介護5 (1,336 単位)								
		a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 单位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)								
	一般 病 棟	b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護2 (1,105 単位) 要介護3 (1,171 単位) 要介護4 (1,236 単位) 要介護5 (1,300 単位)								
		a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (934 単位) 要介護2 (1,000 単位) 要介護3 (1,065 単位) 要介護4 (1,130 単位) 要介護5 (1,195 単位)								
		b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,024 単位) 要介護2 (1,089 单位) 要介護3 (1,152 単位) 要介護4 (1,216 单位) 要介護5 (1,280 単位)								
		a.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (919 単位) 要介護2 (983 単位) 要介護3 (1,047 单位) 要介護4 (1,111 単位) 要介護5 (1,175 単位)								
		b.認知症疾患型短期入所 療養介護費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (1,024 单位) 要介護2 (1,089 单位) 要介護3 (1,152 单位) 要介護4 (1,216 单位) 要介護5 (1,280 单位)								
(2) 認知症 疾患型経過 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	a.認知症疾患型経過型短期入所療養 介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (924 単位) 要介護3 (988 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,116 単位)	×70／100	×90／100	×90／100	×90／100	+90単位 (7日間を 限度)				
	(2) 認知症 疾患型経過 型短期入所 療養介護費 (1日につき)	b.認知症疾患型経過型短期入所療養 介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (966 単位) 要介護2 (1,029 単位) 要介護3 (1,094 単位) 要介護4 (1,158 単位) 要介護5 (1,221 単位)				片道 +184単位				
(3) ユニット型 認知症疾患型 短期入所 療養介護費 (1日につき)	大学 病 院	(一) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(Ⅰ)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 単位) 要介護3 (1,271 単位) 要介護4 (1,335 単位) 要介護5 (1,399 単位)	×70／100	×90／100	×90／100	-12単位			
		b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室的 多床室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)								
		(二) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)							
		b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室的 多床室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)								
		(三) ユニット型 認知症疾患型 短期入所 療養介護費 (1日につき)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)							
	一般 病 棟	(二) ユニット型 認知症疾患型 短期入所療養 介護費(Ⅱ)	a.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)							
		b.ユニット型認知症疾患型 短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室的 多床室>	要介護1 (1,143 単位) 要介護2 (1,207 单位) 要介護3 (1,271 单位) 要介護4 (1,335 单位) 要介護5 (1,399 单位)								
		(四) 特定認知症 疾患型短期入所 療養介護費	(一) 3時間以上6時間未満	(654 単位)				×97／100			
			(二) 4時間以上6時間未満	(905 単位)							
			(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)							

(5) 療養食加算
(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))

(6) 特定診療費

(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26／1000)
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19／1000)
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10／1000)
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90／100)
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80／100)

: 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

「緊急時施設診療費」、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ (1)と(2)の適用不能の場合には、(3)(4)を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合には、(※2)を適用しない。